

東京農業大学校友会茨城県支部規約

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会会則（昭和47年4月28日施行。以下「会則」という。）第50条（支部の設置）の規定により東京農業大学校友会茨城県支部（以下「支部」という。）という。

(目的)

第2条 この会は、東京農業大学校友会（以下「本部」という。）と綿密な連帯を保ち、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 1 会員の集会及び会議に関する事項。
- 2 会員の名簿、会報の刊行及び情報の収集に関する事項。
- 3 会員の就職、慶弔に関する事項。
- 4 その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(支部の所在)

第4条 この会の事務所は幹事長宅におき、事務局は役員会において別に定める。

(会員)

第5条 この会の会員は、会則第6条に規定する正会員、特別会員及び準会員をもって組織する。

(支部役員)

第6条 この会には、次の役員を置くものとする。

- | | |
|------|--------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 5名 |
| 幹事長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名（会計幹事を含む） |
| 監事 | 2名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は4年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、支部の活動、運営に関して指導または助言することができる。

(支部長の職務権限)

第9条 支部長は会務を統括し、この会を代表する。

(副支部長の支部長代行)

第10条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるとき、または支部長が欠員のときには支部長の職務を行う。

(幹事長の職務)

第11条 幹事長は、支部長の命を受けて、会務を運営し処理する。

(幹事の任務)

第12条 幹事は、幹事長の命を受けて、幹事会を組織し会務を執行し、次の事項を処理する。

- 1 事業計画、予算及び決算に関すること。
- 2 規約の変更または廃止若しくは設定に関すること。
- 3 本部、大学、支部、分会及び会員等に対する連絡、調整及び名簿、情報等の処理に関すること。
- 4 その他会務の執行に関する必要なこと。

(監事の権限)

第13条 監事は、会務の執行の状況を必要の都度監査する。

(本部役員及び支部役員の選定)

第14条 会則 13 条 (本部役員) 及び規約第 6 条 (支部役員) に規定する役員は総会において選出する。ただし再選は妨げない。

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会の組織)

第16条 総会はこの会の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第17条 支部長は毎年 1 回通常総会を開催しなければならない。

- 2 支部長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(役員会の開催)

第18条 役員会は必要があるとき、随時開催することができる。

(総会の議決事項)

第19条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 会務の報告に関する事項。
- 2 規約の変更または廃止若しくは設定に関する事項。
- 3 その他特に重要と認められる事項。

(総会の議長の選定)

第20条 総会の議長は、支部長があたる。

(総会の議決方法)

第21条 議題の議決は、総会出席者の過半数以上をもって成立する。

(分会の設置)

第22条 会則第50条第3項(地域または職域ごとの分会設置)の規定に基づき規約第2条(目的)及び第3条(事業の範囲)の目的を達成するため、支部役員会の承認を得て、分会を設けることができる。

(支部長への報告)

第23条 分会長は、当該分会の規約等の設定若しくは変更又は廃止をしたときは、すみやかに支部長に報告するものとする。

- 2 分会長は、当該分会の総会を開催するときはあらかじめ支部長に報告し、総会終了後は議事の概要を支部長に報告しなければならない。
- 3 分会長は、当該分会の役員に変更があったときは役員の住所、氏名、卒業年次、卒業学科、職業等を支部長に報告しなければならない。
- 4 分会長は、当該分会の名簿を作成し支部長に報告しなければならない。

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は昭和47年6月1日から施行する。

一部改正 平成20年8月30日